

令和7年度第3回旭川市子ども・子育て審議会 議事概要

○開催日時

令和8年3月11日（水） 18:30～19:34

○開催場所

旭川市総合庁舎7階 大会議室B

○出席委員（16名）

旭委員、荒木関委員、泉委員、踊場委員、小野委員、片桐委員、紙谷委員、川西委員、楠井委員、小山委員、佐々木千夏委員、多々納委員、田中委員、中嶋委員、西田委員、吉田委員

○欠席委員（4名）

桑野委員、佐々木純江委員、長野委員、中村委員

○事務局（12名）

向井子育て支援部長、福田子育て支援部主幹
子育て支援課 香川課長、清水主査、浅沼主査、山田
子育て助成課 田上課長
こども保育課 熊谷課長、島課長
おやこ応援課 柴田課長
子ども総合相談センター 草野所長
愛育センター 岩崎所長

○傍聴者（0名）

○概要

1 開会

2 議事

（1）報告事項

《報告事項ア 新年度事業について》

（会長）

報告事項ア「新年度事業について」、事務局から説明願う。

（事務局）

資料に基づき、事務局説明。

（会長）

このことについて、委員の皆様から質問・意見等はあるか。

（A委員）

これまでの健診の受検率を教えてください。

（事務局）

3歳6か月健診、1歳6か月健診ともに約95%となっている。未受診の方については、必ず追うようにしている。保育所や幼稚園と連携したり、家庭訪問を実施するなど、健診

をなるべく受けていただくよう対応している。昨年度は、未受診の方で見つからなかった方はいない。必ず、キャッチアップする体制を整えている。

(A委員)

未受診の方が数%いるが、最後まで受診しない方もいると思う。声かけについて、力を入れて取り組んでほしい。

(B委員)

5歳児健診について、旭川市は取組が早いと感じる。昨年か一昨年に国から積極的に実施するよう通知があったと思うが実施が難しいのではという話もあったと思う。全国の着手率を教えてほしい。

(事務局)

国が示しているデータでは、一昨年だったかと思うが、14%程度であったと思う。国からも積極的に実施するようにと、また日本医師会からも各自治体の医師会を通じて話があった。そういった方向に進んでいくと思う。本市においては、さまざまな機関の協力もあり、実施できることとなった。

(C委員)

新生児聴覚検査について、病院で必ず実施するものか。

(事務局)

検査は任意である。初めにスクリーニングという形で出生されたお子さんを検査する。本市では母子手帳交付時に検査について説明しており、出産後、医療機関においても検査の受診について確認していたり、出産に係るパックに入っている場合もある。異常があった場合は、次につながっていく形となっている。

(C委員)

3,000円から6,000円に上がっているが、医療機関が請求する金額がこの物価高で上がっているからスライドして上げたということか。受取方法はどのようになるか。

(事務局)

本市では、健診用紙のような形で一緒に付けていて、それを医療機関に出していただく。現在、3,000円未満のところはそれで終わるが、3,000円以上のはみ出た部分はお支払いいただいている。それが6,000円まで助成が拡大する。

(D委員)

5歳児健診について、具体的にはどのような健診をするのか。

(事務局)

令和8年4月1日を基準日とし、令和3年4月2日生まれの子から次年度随時ご案内する予定である。内容としては、保護者が記載する検査票と、集団での生活については幼稚園協会や保育所相互育成会に御協力をいただき、先生方に書いてもらう検査票の2通を持って、市内のクリニックで受診していただく。项目的には例えばじゃんけんができるか、しりとりができるか、片足立ちができるか、朝食をちゃんと食べているか、聞き間違えがないかなど体の異常を見る項目や、社会性を見る項目などを全て網羅して見ていただく形となっている。その中で、医療的なケアが必要なお子さんについては、健診と同様に市内のクリニックから医療機関へ送られる。発達面が気になるお子さんは、おやこ応援課で行う二次健診、健診後の個別相談を御案内いただき、そこで小児神経発達を見る先生

方を含め、他職種で保健師、心理士、言語聴覚士等に見ていただきながら、相談の機会を確保し、その子の状況を把握していく。そこで、療育が必要であるとか、療育は必要ないが、保育園や幼稚園等での支援が必要などがあれば、保護者の方にそれを丁寧に説明し、支援につなげていく。小児科の先生方と協議を重ねながら、このような形で構築している。

(D委員)

一次健診は小児科医だけに関わるということか。

(事務局)

小児科の先生方に行っていただくことで事業を構築している。

(D委員)

今、小児科はすごく混んでいると思うが、具体的にはいつその枠を作ってやるのか。イメージはあるか。

(事務局)

今後説明会を開催し、なるべく多くの医療機関に協力をいただきたいと思います。そこで多くの医療機関に手上げをしていただければ、1件当たりの受診件数も減ると考える。

(D委員)

具体的な医療機関はまだ決まっていないのか。

(事務局)

現段階では市内の小児科医というところだけ決まっている状況である。

(E委員)

若者支援総合相談窓口の相談体制はどのようになっているか。

(事務局)

具体的な体制は確定していないが、職員を新たに1名付けて開庁時間の平日8時45分から17時15分の中で相談を受けることになる。物理的な窓口を作って、相談を受け付けるということではなく、随時来られた方に対して相談を受けて解決策を考えていくことになる。電話での相談も受け付ける。

来年度から女性活躍推進部を統合する形になるが、現在女性活躍推進部でLINEによる女性相談を行っており、それを拡充する形で若者支援にもつなげていくことを予定している。資料の右側に子ども・若者支援地域協議会の設置について記載をしている。新しい協議会を設置しようというところであるが、旭川市だけではなく、警察を始め、児童相談所や医療・福祉関係、教育と様々な機関と連携していかないとできないと思っている。それぞれ所属する団体にも関係機関として入っていただくこともあると思うので、その際には御協力願う。

(C委員)

5歳児健診の結果については、医師の所見等が母子手帳等に記載されることになるのか。5歳児健診をした後の対応について、どのような扱いになるのか。

(事務局)

健診の結果については、他の健診と同様に母子手帳に記載される。基本的には言語理解や社会性が進む中で、集団での困り感や3歳6か月健診では見られなかった部分について、もう一度フィルターをかけ、今後の生活をその子らしく安定して生活できるようにす

ることを目指して実施しようと考えている。

(C委員)

とてもナイーブな問題であると思う。その結果が小学校に入学する際に特別支援等につながっていくなど、親としてもその健診がどのようなものになるのか不安に感じると思う。

(事務局)

見つけていこうというのではなく、サポートしていこうというスタンスで入っていきたく担当課としては考えている。発達について気になって困っている親御さんにはしっかりサポートが行き届くよう考えている。健診をすることによって、分けるであるとか、抽出するというのではなく、子どもが過ごしやすくなる、子育てをしやすくなることを目標に進めていきたいと思う。

(C委員)

教育委員会や学校現場において、子どもの学級編制をする際の資料とするような道筋はないということか。

(事務局)

これまでの1歳6か月健診や3歳6か月健診と同様、そのときの年齢や月齢に応じて確認をしていく事項があり、それについては、母子手帳に記載されることになる。それが学校にいきなり結びつくということではない。保護者が子どもがこれができなくて不安であるとか、他の子と比べてできないことが表出してくるのがこの時期である。そういった保護者の心配事や確認したいところも5歳児健診の中で見ていきたい、またフォローしていきたいということである。

(C委員)

小児科医が社会性等を見ていくということか。

(事務局)

小児科では集団での活動の場面を見るができないため、幼稚園や保育所の協力を得て、みんなで子どもの状況を確認していく。3歳6か月健診の後、就学前健診の6歳まで3年ほど空いてしまう。就学前健診を受けて、クラスを決める際にショックを受ける保護者もいる。5歳児健診で就学を見据え、気になることがあれば丁寧にサポートしながら、就学前健診につなげていきたいと考えている。

(C委員)

5歳児健診を実施するに当たり、保護者からの要望などがあったのか。どのようなきっかけで健診を行うことになったのか。

(事務局)

法律で定められており、自治体において任意で実施する健診である。子どもの発達等が課題となっており、小児科医や関係者からの要望もあり、国で5歳児健診について定めた。旭川市においても、旭川小児科医会や小児科の先生とも話をしながら進めてきた。

他の自治体が進んでいないのは、専門職の確保が難しくできないという状況があるが、本市では市内のクリニックや旭川医科大学の先生から御協力をいただけるという話があったため、来年度から実施となった。

(C委員)

保護者の方や子どものためになるのであれば、これだけの予算をかけてやる意義があると思う。健診は誰のための健診なのかと疑問に思い質問した。

(F委員)

現在、発達の外来が非常に混雑している。学校のクラスを決めるための意見書をもらう、若しくは療育手帳や福祉サービスの受給者証の申請に進むために、医療機関の受診を行政から求められるが、専門家が少ないため受診が今3か月から6か月待ちとなっている。5歳児健診の二次健診で早期の対応が必要な人と少し様子を見られる人をスクリーニングして、受診予約を取ってあげるような仕組みまで面倒を見てあげるようにしてほしい。受診やフォローアップの提案をされても、実際に受診に間に合わない人が現状では多い。次につなぐところまで手立てを整えておいたほうが、保護者が気をもむ期間を短くしてあげられると思う。

もう一点、先ほど2通の調査票を基にという話があったが、通園していない子が誰の目にも触れられず、家の中で言語発達について評価されないまま学校に行き困る場合があると思う。例えば、こういった子どもについて集団の中でどのように行動するかモニタリングできるような取組があればよいと思う。通園していない子は保護者の調査票だけで小児科医が判断しなければならないことを考えると振れ幅が大きくなってしまわないかと思う。集団発達や社会発達について見られるような機会の創出について、何か検討していることはあるか。

(事務局)

1点目について、現在先生方と協議を重ねており、その中に療育センターの院長にも入っていただいております。そういった課題があることは認識しています。医師を増やして、受診までの期間を短くするという事は難しいが、ただ待つよりも健診をしながら、児童の発達支援等につなげて、そばに相談できる人を置きながら待つということが重要だという話を伺っている。そういったところに着目しながら進めていきたいと思う。

2点目について、通園をしていない人が少なからずいる。その場合は調査票1通で小児科を受診することになるが、気になることがあれば二次健診となるため、そこでいろんな専門職が見ていくことを想定している。一つの集団を作るという話であったが、二次健診のときには、発達が気になる子どもの中の集団になるため、そこでの状況把握は難しいと思うが、様々な集団の状況を見てきた専門職が、その子にとって良い形を検討していきたいと思う。今後課題が出てきたら、随時アップデートしながらと考えているが、今回はこのような形で進めようと準備を進めている。

(F委員)

1点目については、受診しないと何も発行されず、そうするとサービスも受けられずただ待つという期間が発生すると思う。受給者証がないと先に進まないということに具体策があればよいと思う。

(事務局)

現状、気になる子がいた場合、例えば5歳児健診の二次健診の際には、市内の専門の先生が来てくれるので健診をしているので、もし親の合意があればそこで意見書を書いて、障害福祉課にそれを持って申請すると、医療機関を受診しなくても受給者証を発行してもらえるスキームになっている。

(F委員)

医療機関への受診の敷居が高いと思うので、その取組はよいと思う。集団での発達確認については、waka・ba の中だけでなく、例えば保育所等に協力してもらって、1日保育みたいなものに来ていただいて、子どもを見慣れている人の目で、行動や言動等を見て評価してもらおう取組があるとよいと思う。

(事務局)

今後、検討していきたい。

(D委員)

5歳児健診の実施については、1歳6か月、3歳6か月健診を充実させたほうがよいという意見などさまざまあると思う。5歳児健診で仮に発達の課題を見つけたらどこになぐのか、療育はできるのか、また、キャパシティーの問題もあり、発達の専門に扱っている先生が非常に少ないなど様々な課題はあると思うが、実施していく中で課題があれば一つずつ解決していただければよいと思う。私も協力したいと思う。

(会長)

他に、委員の皆様から質問・意見等はあるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

《報告事項イ 新年度の組織について》

(会長)

報告事項イ「新年度の組織について」、事務局から説明願う。

(事務局)

資料に基づき、事務局説明。

(会長)

このことについて、委員の皆様から質問・意見等はあるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

《報告事項ウ 使用料・手数料の見直しについて》

(会長)

報告事項ウ「使用料・手数料の見直しについて」、事務局から説明願う。

(事務局)

資料に基づき、事務局説明。

(会長)

このことについて、委員の皆様から質問・意見等はあるか。

(D委員)

先ほどの北彩都子ども活動センターの話であるが、例えば障害のある方の団体等で子どもが活動に使用する場合、どうしてもマンツーマンで付かなければならない関係で、子どもよりも大人が多くなる可能性もあると思うが、その場合も一般料金になるのか。

(事務局)

現状は大人料金となっているが、そうした点を含めて検討していきたいと考えている。

(D委員)

あくまでも活動の趣旨で考えてほしいと思う。

(会長)

他に、委員の皆様から質問・意見等はあるか。
なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

《報告事項エ もりもりパークの有料化について》

(会長)

報告事項エ「もりもりパークの有料化について」、事務局から説明願う。

(事務局)

資料に基づき、事務局説明。

(会長)

このことについて、委員の皆様から質問・意見等はあるか。

(D委員)

赤ちゃんについてはどうなるのか。赤ちゃんは受益者になるのかという考えもあると思う。

(事務局)

基本的には赤ちゃんも有料となる。実際に遊ぶかということもあると思うが、入場するという点では、負担をいただくことを考えている。

(C委員)

2人目以降が安くなるということであればよいが、子だくさんの家は大変だと思う。

(D委員)

行かない人を増やすというのも意図としてあるのかなと思う。現状、非常に混んでいるため、なるべく旭川市民の方に使っていただくという考えもあると思う。

(事務局)

現状、利用者の約4割が市外の方である。平日はまだ空間があるが、休日になると非常に混雑している。よちよち歩きの子がぶつかるなど危ないということも聞いているので、混雑緩和の目的もある。主としては旭川市民の方に安心、安全に使っていただきたく、そういったことを担保していきたい。

(C委員)

平日と土日で料金を変えてもよかったのではないか。

(事務局)

他の自治体の状況を参考に金額は決めており、実際、有料化開始後に利用者が大きく減るような場合には、もりもりパークに運営会議もあるので、そこで検討していきたい。

(F委員)

料金設定は余り複雑化しないほうがよい。自動券売機など有料化にするコストはいくらかかるのか。

(事務局)

200万円程度かかる。

(D委員)

経過を見て、利用者アンケートを取るなど、有料化によって利用者によどのような影響があるのか調査し、報告していただきたい。

(事務局)

効果についてはしっかりと検証していきたい。

(会長)

他に、委員の皆様から質問・意見等はあるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

以上で予定していた審議は終了するが、全体を通じて、発言等はあるか。

なければ、これで閉会とする。

4 閉会